

理事会議事録

1 開催日時 平成25年3月26日(火) 午前10時30分から午後12時

2 開催場所 大阪市立社会福祉センター3階 301号室

3 議事の内容

司 会 定刻がまいりましたので、ただ今から理事会を開催いたします。

(浅井代理) 私、本日の司会を務めさせていただきます、総務部経営改革推進担当の浅井でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、本日の出席状況でございますが、理事定数25名、現在員数23名、本日の出席者19名、書面による出席3名、出席者合計22名でございます。従いまして、理事総数の3分の2以上に達しておりますので、定款第12条第5項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、はじめに、乾会長からごあいさつを申し上げます。

乾 会 長 (ごあいさつ)

司 会 続きまして、大阪市を代表いたしまして、山田福祉局長様にごあいさつをお願いいたします。

山田局長 (ごあいさつ)

司 会 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今から議事に入りますが、理事会の議長は定款第12条第4項の規定により、その都度選任することになっております。こちらから、ご指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということでございますので、議長を乾会長さんをお願いいたします。乾会長様、よろしくお願い申し上げます。

乾 議 長 まず、理事会の議事録の署名人を決めさせていただきます。

議事録の署名人は、定款により2名選任することになっております。こちらから指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということですので、議事録の署名人につきましては、「福島区社協会会長」の今井理事さんと「身体障害者団体協議会長」の手嶋理事さんをお願いしたいと思います。

乾 議 長 それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。

<第1号議案> 平成24年度補正予算（案）について

乾 議 長 第1号議案の平成24年度補正予算（案）について、事務局から説明してください。

橋本次長 事務局次長の橋本でございます。第1号議案、平成24年度補正予算（案）につきまして説明させていただきます。本協議会の平成24年度当初予算は、大阪市の当初予算が抜本的な改革に向けた暫定的な予算のため、本協議会に関連する多くの事業が暫定や凍結とされ、今までにない暫定予算編成となりましたが、7月25日には本理事会におきまして通年での本格予算編成でのご承認をいただきました。

また、10月からの「コミュニティ支援事業」の新規受託に関して、2次補正予算を10月26日付書面審議により、ご承認いただいたところでございます。

今般の補正予算案は、決算を見据えまして法人運営事業ほか7事業会計について、お願いするものでございます。

それでは、お手元の資料1平成24年度3次補正予算書（案）1ページ「平成24年度3次補正収支予算書 総括表」をご覧ください。

今回補正額の欄でございますが、歳出が経常支出計（2）で記載しておりますように1億1千947万円の増、歳入が経常収入計（1）で記載しておりますが、3千129万円の増でございます。

これによりまして、補正後の予算総額は、歳出が（2）右の68億8千421万4千円、歳入が（1）の65億8千647万1千円、当期資金収支差額合計は、下から3段目右側マイナス1億9千94万7千円、前期末支払資金残高4億8千33万9千円と合わせますと当期末支払資金残高は、最下段右側2億8千939万2千円となっております。

それでは、それぞれの経理区分ごとにご説明させていただきます。

2頁の（法人運営事業）をご覧ください。

支出でございますが、介護支援専門員実務研修受講料等助成金257万1千円の増、経理区分間繰入金支出としてファミリー・サポートセンター事業人件費、退職積立金事業への繰出金、合わせて4千77万4千円の増でございます。下段その他の固定資産取得支出としまして、前年度末収入の寄付金による車輛購入費235万円の増となります。

続きまして3頁にまいりまして、法人運営事業の繰越資金残高の見直しによる経営安定化積立基金への積立1億4千万円の追加をお願いするものでございます。

収入では、経理区分間繰入金収入として、地域コミュニティ支援事業の東住吉区分の契約解除にともなう事務管理費4万3千円の減、経営安定化積立基金の取

橋本次長

崩し3千327万4千円の増となります。

また、前期末支払資金残高を決算残高3億9千520万6千円と合わせたことから、271万7千円の追加をお願いするものでございます。

次に、4頁の（助成事業）でございますが、最下段に計上しております前期末支払資金残高を482万9千円の減により決算残高1千330万2千円とする修正補正となっております。

5頁の（第三者評価事業）につきましても、同様に前期末支払資金残高を2千円減額し、決算残高151万8千円に修正補正いたしております。

続きまして、6頁の（民生委員互助共励事業）につきましては、支出が事務費35万円、事業費13万6千円の増となっておりますが、これは全社協助成金48万6千円の増に伴うものでございます。

次に、7頁にまいりまして（ファミリー・サポート・センター事業）では、人件費750万円の補てんのため、経理区分間収入として750万円の増となっております。

8頁の（善意銀行事業）につきましては、前期末支払資金残高を昨年度末にありました1千983万4千円の指定寄付金を増額し決算残高を7千31万3千円に修正のため補正となっております。

次に、9頁の（地域コミュニティ支援事業）につきましては、先ほど申しましたとおり、東住吉区の業務契約が11月末をもって解除されたことにより、支出では人件費140万4千円、事業費96万円、分担金970万5千円の減、これにより収入も受託金が1千70万8千円、負担金210万円がそれぞれ減となっております。

また、契約期間短縮による東住吉区社協に対する補償金を含め事務費として231万7千円の増、大阪市からの補償金相当分収入294万7千円を雑収入に計上しております。

最後に10頁の（退職積立金事業）では、法人運営事業からの繰入れ3千320万8千円の増分を、退職積立金への積立支出としまして、同額の増補正となっております。

また、希望退職者18名と自己都合退職者3名、計21名分の退職金として、7千800万円の増となっております。

以上、平成24年度補正予算案について、ご説明申しあげました。なにとぞ、よろしく審議の程、お願い申しあげます。

乾 議 長

ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

（ 異 議 な し ）

異議なしということですので、第1号議案は、原案どおり決定いたします。

＜第2号議案＞平成25年度事業計画並びに予算（案）について

乾 議 長 第2号議案の平成25年度事業計画並びに予算（案）について、事務局から説明してください。

東 局 長 事務局長の東でございます。

平成25年度事業計画（案）につきまして、ご説明申し上げます。

事業計画、資料2の1頁をお開きください。Iの基本方針でございます。

我が国におきましては、依然厳しい社会経済状況が続く中、国民の自立を支え、安心して生活ができる社会基盤の整備が喫緊の課題となっています。昨年には、「社会保障と税の一体改革」が示され、平成25年度におきましては、障害者総合支援法、子ども・子育て3法の施行の具体化に向けた検討や、生活困窮者や生活保護など社会福祉分野の諸改革に対応していくための取り組みが進められています。また、大阪市におきましては、大阪にふさわしい大都市制度の実現を見据え、「市政改革プラン」に沿って改革が行われています。また、これまで市域を単位とした地域福祉計画に替わり、平成24年12月には「大阪市地域福祉推進指針」が策定され、地域福祉の推進主体が市域から各区へと移行されています。また、25年度以降も施策や事業については、聖域なきゼロベースの見直しが行われ、本会を含め各団体に対する財政的支援については、事業補助を基本にした支援へと移行されております。

一方、地域では社会の変動に伴い、これまでの社会福祉制度の枠組みだけでは対応することが難しい課題をはじめ、東日本大震災により今なお不自由な避難生活を余儀なくされている多くの方々への継続した支援など、地域で暮らす人々の生活における不安や支援のニーズが増大、多様化しています。なお、被災者支援につきまして、昨年5月の理事会にて、私ども市社協が宮城県知事から感謝状を頂戴したことをご報告しましたが、本年3月11日に厚生労働大臣から被災者の受け入れ、職員の派遣や救援物資の搬送等の取り組みに対しまして、感謝状を贈呈する旨の通知がありましたことを合わせてご報告いたします。

大阪市においては、地域活動協議会の形成に向け、新たな地域コミュニティ支援事業への取り組みが進められるなど、生活基盤である地域コミュニティを取り巻く状況は大きく変化してきております。

これら地域の課題の解決に向け、「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく安心して暮らすことができるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」という本会の活動理念の実現に向け、各区社協との連携を強化してまいります。また、地域における権利擁護に関するニーズの高まりに対応するため、各区社協をはじめ地域包括支援センターなど地域の相談機関、施設、事業所の後方支援、制度や事業についての広報活動を積極的に行ない、より一層相談支援体制の充実を図ってまいります。

大阪市社会福祉協議会が新しい時代に求められる社協組織となるよう、より自

律した組織運営を行うことにより、今後一層地域福祉を推進する中核的な団体としての役割を果たしてまいります。人と人が支え合う明るく豊かな社会の実現のため、本会をはじめ福祉に関わるすべての機関、団体、施設、NPO及びボランティアと共に、地域における新たな福祉課題に対応できるよう、より一層広く市民に信頼される「社協」をめざしてまいります。

続きまして、2頁をご覧ください。Ⅱの主な取り組みでございます。

平成25年度の主な取り組みにつきましては、市社協事務局、基幹施設が横断的に取り組むべき事業内容を6つの項目に分け、記載をいたしております。

1点目は、「地域福祉活動推進並びに区社協活動・事業の支援及び連絡調整」でございます。

大阪市では、区ごとの福祉施策や事業の公募化がすすめられ、活動基盤である地域コミュニティを取り巻く状況が大きく変化しています。これら状況変化に即した取組みがすすめられるよう、市社協では、「新たな地域コミュニティ支援事業」の推進を行い、各区社協に対しても、各事業に関する連絡調整・後方支援を行ってまいります。

2点目は「権利擁護の推進と相談支援体制の充実」でございます。

誰もが身近な地域でいきいきと安心して生活することができるように、日常的な金銭管理等を行う「あんしんさぽーと事業」や、成年後見制度の利用支援や、市民後見人を養成する「成年後見支援センター事業」を推進するとともに、各地域包括支援センターなど地域の相談窓口との連絡調整や後方支援を行い、地域包括ケア体制の充実を図ってまいります。

3点目は「ボランティア・市民活動の推進・強化」でございます。

ボランティア・市民活動に関するさまざまな情報発信の強化のため、平成25年4月から「大阪市ボランティア情報センター」の名称を「大阪市ボランティア・市民活動センター」とし、ボランティアや市民活動に関する理解をより一層促進してまいります。

4点目は「福祉人材の養成並びに情報の発信」でございます。

市民の地域福祉に関する理解を促進し、地域福祉の推進力を高めるため、福祉の専門職が質の高いサービス提供ができるよう地域の福祉人材の育成に取り組んでまいります。また、福祉の仕事についての関心や理解を広げるための教材として作成した「ふくし読本」を活用した福祉教育の普及に取り組めます。

5点目は「広報啓発活動の充実」でございます。

地域福祉の推進に取り組んでいる市民や福祉関係者はもとより、より多くの市民に本会の活動についての理解を広げ、より効果的な広報活動を推進するため本会の広報活動全般について必要な見直しを行い、情報発信力の強化を図り、本会活動の「見える化」をより一層推進してまいります。

最後に「法人経営基盤の強化」でございます。

事業補助金等確保のため、公募事業への積極的な応募をはじめ、自主事業の実

東 局 長

施や広告料収入など自主財源の確保のための取り組みを進め、財源の安定的確保に努めてまいります。また、平成25年度におきましてはPDC Aサイクルによる業務改善により、スリムで効率的な業務執行体制をめざす一方、管理職ポストの削減や超過勤務手当の削減等により総人件費の抑制を図ってまいります。また、組織の透明性、内部統制をより強固なものとするために、平成25年度には3つの事業所において内部監査を実施いたします。

地域福祉の担い手としての役割を果たし、市民の信頼に応えることのできるよう、より一層経営基盤の強化を行います。

4頁からは、Ⅲの平成25年度事業でございまして、個別事業の取り組みについて掲載させていただいております。具体的な事業内容の説明につきましては、省略させていただきます。以上平成25年度事業計画（案）につきましてご説明いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

橋本次長

事務局次長の橋本でございます。

続きまして、「平成25年度予算（案）」についてご説明申し上げます。

大阪市におきましては、平成24年度に引き続き施策や事業について抜本的改革に向けた取り組みが進められ、補助金では団体運営補助金の26年度末廃止や事業補助金の補助率上限2分の1の徹底など、聖域なきゼロベースの見直しと再構築が行われており、委託事業についても競争原理の働く公募原則が徹底されています。

このように厳しい状況の中、大阪市社会福祉協議会においては、収入に見合った支出を前提に、経常経費の削減はもとより、給与制度の見直し等により人件費の減額を行うなど、前年度より一層厳しい予算編成となっております。

それではお手元の資料2、平成25年度事業計画並びに資金収支計算書（案）15頁の資金収支計算書（総括表）をご覧ください。

支出は、上から二つ目の網掛け、56億9千697万円で、前年度に比べ11億8千724万4千円の減。

収入が、一番上の網掛け 55億6千295万2千円で、前年度に比べ10億2千351万9千円の減となっております。

当期資金収支差額合計は、下から三段目、マイナス4千150万6千円となり、その下の前期末支払資金残高2億8千939万2千円と合わせますと、最下段のとおり当期末支払資金残高は、2億4千788万6千円となる次第です。

それでは、平成25年度予算につきまして、15頁の資金収支計算書（総括表）の前年度予算との主な増減につきまして、資料2（別紙）「平成25年度資金収支計算書予算（案）総括表説明資料」でご説明させていただきます。

経常活動資金収支差額は左側枠囲いに記載されておりますように、前年度比で1億6千372万5千円の増となっております。

内訳をご説明いたします。まず、右側をご覧ください。経常支出は、上に記載

橋本次長

いたしておりますように、前年度比11億8千724万4千円の減となっております。

その主な要因でございますが、補助金・委託料収入の増減にともない①人件費支出では、8億8千141万8千円の減で、市社協運営補助金、事業補助金等の減により、3千897万8千円の減、地域生活支援事業が区社協ブロックごとに公募事業化されたことによる5億1千313万円の減、ファミリー・サポート・センター事業と子ども・子育てプラザ事業とが統合され、区社協へ事業移管したことによる1億3千890万円の減でございます。

②事務費支出では、4千412万5千円の減、③事業費支出では、8千855万3千円の減で、主な要因は、食事サービス事業が市社協から区社協へ事業移管されることにもなう減、また、人件費と同様に地域生活支援事業が区社協ブロックごとに公募事業化されたことによる減、ファミリー・サポート・センター事業と子ども・子育てプラザ事業とが統合され、区社協へ事業移管したことによる減でございます。

④分担金支出では、8千198万7千円の増で平成24年度10月から実施しました地域コミュニティ支援事業の支部運営費やアドバイザー等人件費の通年計上によるものでございます。

⑤助成金支出では、1億7千264万5千円の減、主な要因は、繰り返しになりますが、食事サービス事業助成が市社協から区社協へ事業移管されることにもない1億7千148万5千円減でございます。

なお、その他に助成金支出では、ボランティア活動振興基金を活用した新規助成として、「地域福祉的な非営利活動法人支援」「福祉課題にとりくむ調査研究支援」で240万円の増となっております。

⑥経理区分間繰入金支出では、8千103万円の減となっておりますが、主な要因は、退職積立金事業において固有職員数の減少にもなう各事業からの退職積立金額440万円の減となったことによるものでございます。

次に左側にもどっていただきまして、経常収入でございますが、前年度比10億2千351万9千円の減となっており、その主な増減内容でございますが、先ほどの支出と関連いたしまして、①経常経費補助金収入は、2億567万7千円の減、でございますが、これは市社協運営補助金、事業補助金の見直しで1千808万8千円の減、食事サービス事業の区社協へ事業移管により、1億8千25万2千円の減でございます。

②の受託金収入は、7億6千494万9千円の減でございますが、主な要因として委託事業の多くが公募化されたこと、加えて地域生活支援事業が区社協ブロックごとに公募事業化されたことによる5億5千348万9千円の減、さらに子育ていろいろ相談センター、社会福祉研修・情報センターの管理代行料の指定管理併せて5千187万2千円の減などでございます。

なお、社会福祉研修・情報センターでは、新たに大阪市の区役所ケースワーク

橋本次長

職員に対する「生活保護担当職員研修事業」を受託したことにより、1千259万4千円の増となっております。

次に、③負担金収入でございますが、2千360万4千円の増となっておりますが、地域コミュニティ支援事業の通年計上による3千45万円の増となっております。

④経理区分間繰入金収入では、8千103万円の減となっておりますが、これは、委託事業の公募化による管理事務費等の繰入れの減少により、3千247万1千円の減となったことによるものでございます。

次に右側下の枠囲いに記載されております、財務活動の資金収支差額1千606万7千円について、ご説明いたします。

財務収入①積立預金取崩収入では、1億8千824万1千円の減となっておりますが、これは退職積立金事業において、退職金の減にともなう積立金の取崩しが1億5千650万2千円の減となっておりますことによるものです。

以上を持ちまして、平成25年度の大阪市社会福祉協議会の予算案につきまして、ご説明を終わらせていただきますが、資料作成時にコミュニティビジネス等促進事業の公募に応募を行ったのですが、結果本会が受託事業者として選定されませんでした。そのため、事前に送付いたしました資料と本日お配りいたしました資料の数字が若干異なっておりますことを、お詫び申し上げます。

厳しい予算編成となっておりますが、先程の基本方針を踏まえ、地域における新たな福祉課題に対応でき、広く市民からも信頼される大阪市社会福祉協議会を目指し、今後とも、各区社会福祉協議会とも連携を密にしながら、きめ細かな福祉施策を推進してまいり所存ですので、なにとぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

乾 議 長

平成25年度事業計画並びに平成25年度予算（案）につきまして、ただ今説明がありましたが、ご意見・ご質問はありませんか。

右田理事

2、3お尋ねしたいことがあります。1つは事業計画3頁の福祉人材の養成に関する文章について、この表現では、広く福祉に関わる人材を、市民一般を対象にするということと、もうひとつ、専門職の専門性を高めるということがあるのですがこの部分がはっきりしていません。よく読めばわかると思うのですが、外部の人が読まれると理解が難しいと思われます。最初により広くということと、専門性の強化等の記述があればより理解してもらえと思ひます。この内容については9頁の個別事業とつながるわけですが、9頁の(オ)に調査研究誌を年1回発行します、と記載があるのですが、これこそ日常業務に埋没されないために、常に専門的に福祉に関わる人たちの専門性と客観性を高めるというところにねらいがあるのですが詳しい説明がなく、理解がされにくいと思われますので、26年度からでもかまわないので、大阪市社協の独自性といひますか、専門性や、

右田理事 市民への啓発といった側面から記載をお願いしたいと思います。

もう1つは質問ですが、12頁の適正な福祉サービスの提供並びに利用促進の(1)についてですが、先日ニュースにもなりましたが、介護保険サービスの不正受給が挙げられていました。生活保護の問題と合わせ、今後大きな問題となってくるように思われます。「適正」という中にはこのようなチェックも含まれているのでしょうか。

清水部長 福祉部長の清水でございます。7の適正な福祉サービスの提供並びに利用促進についてでございますが、(1)の介護保険要介護認定訪問調査・障がい者程度区分認定調査事業につきましては大阪市から市社協が受託をしております、適正な調査に努めるとともに内容につきましてもチェックを行い、個別の状況等正確な情報を認定審査会に伝え、最終認定審査会においてチェックが行われます。もう1点の福祉サービス第三者評価についてですが、市社協で自主事業として行っていますが、今現在は保育部門の施設につきまして調査員が訪問をし、調査票に基づき評価、公表を行っていく事業でございます、市社協としては中立公正な第三者機関の立場から、提供されているサービスのチェックを行っています。

右田理事 認定審査会というのは住民代表や、利用者代表が含まれているのでしょうか。

清水部長 認定審査会には住民代表や利用者代表は参画していません。福祉、医療、保健の各専門家が入って審査を行っています。大阪市により決定され、本会職員も参画していますが、大阪市の制度により行われています。

右田理事 地域に密着していろいろなサービスを提供すると同時に住民の協力も促すわけですから、地域住民が制度の悪用と言いますか、不正を発見したときに対応することが一つの役割であり、市へも提言を行っていく、それが公私協働ということであり、社協の重要な機能ではないでしょうか。

清水部長 訪問調査において訪問しての調査等、市社協が行うべき役割と認定審査会等市において行われる役割に区分はされるのではないかと思います。

右田理事 区分はいいのですが、ネットワークができているのでしょうか。

清水部長 審査した内容につきましては、大阪市へも介護保険課にも連絡調整しながら、また、認定事務センターとの連携も含めて疑義のある案件につきましては市社協から大阪市へは申立てしているところでございます。

東局長 3頁の福祉人材の養成並びに情報の発信につきましてご指摘を賜りました。私

東 局 長 どもは、より地域福祉に関する情報と言いますか、広く市民の方のご理解を得られるような発信を行っていきたいと考えております。そのために、右田先生にも監修をお願いしました「ふくし読本」、これはとてもわかりやすい教材であり、広く薦めていきたいことと、福祉の専門職につきましては、より体系化を行った研修計画とし、市社協の姿勢が色濃く出るよう次年度以降修正をしてまいりたいと思います。以上です。

乾 議 長 よろしいでしょうか。いろいろご指摘をいただきましたが、次年度に活かすべきところもあろうかと思えます。社協としての役割を發揮しながら、また、行政とも連携しながら今後も取り組んでまいりたいと思います。

 それでは、平成25年度事業計画並びに予算（案）につきまして他に意見等ございませんか。

 その他ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

 （ 異 議 な し ）

＜第3号議案＞大阪市ボランティア情報センターの名称変更（案）について

乾 議 長 続きまして、第3号議案の大阪市ボランティア情報センターの名称変更（案）について、事務局から説明してください。

東 局 長 事務局長の東でございます。

 第3号議案の大阪市ボランティア情報センターの名称変更（案）についてご説明させていただきます。資料3をご覧ください。

 名称変更は現在の大阪市ボランティア情報センターを大阪市ボランティア・市民活動センターへ名称変更するものでございます。

 変更の理由でございますが、広く市民がこれまで以上に気軽に利用でき、親しまれるセンターとして位置付け、市域におけるボランティア・市民活動の推進基盤を強化し、センター機能を強化するためでございます。

 平成24年4月に、東成区ボランティア・市民活動センターが開設され、9月には住吉区ボランティア・市民活動センターが開設されております。今後ともこの流れをより一層推進するためにボランティア・市民活動センターへの名称変更を行いたいと考えております。なお、変更日は平成25年4月1日を予定しております。

 以上、大阪市ボランティア情報センターの名称変更についてご説明申しあげました。ご審議のほど、よろしくお願いたします

乾 議 長 大阪市ボランティア情報センターから大阪市ボランティア・市民活動センターへの名称変更について、変更理由等の説明もされたところですが、これにつきましてご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

乾 議 長 ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

（ 異 議 な し ）

異議なしということですので、第3号議案は、原案どおり決定いたします。

＜第4号議案＞定款の変更及び諸規則等の制定・一部改正・廃止（案）について

乾 議 長 続きまして、第4号議案に進みます。今回、定款の変更及び15項目の諸規則等の制定等につきまして、ご審議をお願いいたしますので、いくつかの項目にまとめて、事務局からの説明後、ご審議いただきます。

では、まず、定款の変更（案）、役員等の報酬等に関する規程の制定について、事務局から説明してください。

山中部長 総務部長の山中でございます。

第4号議案の定款の変更及び諸規則等の制定・改正・廃止（案）について、説明させていただきます。

まず定款の変更（案）について、説明させていただきます。資料4-1をご覧ください。第2条（事業）の第16号の「ファミリー・サポート・センター事業の受託運営」は、今年度末をもって、事業委託が終了することになりましたので削除いたします。以上定款の変更についてご説明申しあげました。

続きまして、2頁、資料4-2をご覧ください。「役員等の報酬等に関する規程」の制定でございます。本会におきましては、役員の報酬並びに役員及び評議員等に対する費用弁償の規程が未整備であったため、新たに規程を定めるとともに、役員の報酬、理事会評議員会等出席にかかる交通費相当の費用弁償額を定めた裏面の細則を合わせて設けるものでございます。以上役員等の報酬に関する規程の制定についてご説明申しあげました。定款の変更と合わせご審議のほどよろしくをお願いいたします。

乾 議 長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

（ 異 議 な し ）

続きまして、資料4-3から4-7まで一括して説明をお願いします。

山中部長 まず4頁、資料4-3「事務局規程の一部改正」でございます。

先程ご報告いたしましたボランティア・市民活動センターへの名称変更並びに定款の変更でご説明いたしましたファミリー・サポート・センター事業の事業委託の終了、また、事務局福祉部を現在の福祉企画課、地域福祉課、権利擁護課の3課体制から地域福祉課、福祉事業課の2課体制への改編などにより、第2条（組織）、第3条（部・課の事務分掌）、6頁にございます第5条（事業所の事務分掌）、

山中部長

第9条（ボランティア情報センターの設置）を改正するものでございます。

続きまして、7頁、資料4-4「大阪市ボランティア情報センター規程」と9頁、資料4-6「専決規程」につきましては、ボランティア・市民活動センターへの名称変更に伴い、規程内の名称の変更を行うものでございます。

戻りまして、8頁、資料4-5「印章規則」の一部改正をご覧ください。名称変更に伴うボランティア・市民活動センター所長印への改印並びに事業委託終了に伴うファミリー・サポート・センター所長印の廃止をはじめ、これまでの使用実績を鑑み、専務理事印、常務理事印等4つの印章を廃止することにより印章の整理を行うものでございます。

続きまして、10頁、資料4-7「経理規程」の一部改正でございます。第4条（会計単位）、第12号をボランティア・市民活動センター事業に変更を行い、第18号ファミリー・サポート・センター事業につきましては、今年度で事業委託が終了しますので削除をするものでございます。

以上、4頁、資料4-3「事務局規程」の一部改正から10頁、資料4-7「経理規程」の一部改正まで、まとめてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

乾 議 長

ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

ご意見・ご質問がないようでございますので、資料4-3から資料4-7まで
はご承認いただけますか。

（ 異 議 な し ）

続きまして、経営安定化積立基金設置規程の一部改正（案）及び資料4-9 善意銀行規程の一部改正（案）について、事務局から説明してください。

山中部長

11頁、資料4-8をご覧ください。本会経営の安定化を図るため、経営安定化積立基金設置規程を定めておりますが、これまで第4条に定められていました運用益の条項に代わり、基金への積立に関する条項を新設するものでございます。

続きまして12頁、資料4-9をご覧ください。「善意銀行規程」につきましては、より透明性を図るべく先に開かれました運営委員会により承認を得た内容について規程の改正を行うものでございます。

以上、資料4-8「経営安定化積立基金設置規程」並びに資料4-9「善意銀行規程」の一部改正についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

乾 議 長

ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

ご意見・ご質問がないようでございますので、資料4-8並びに資料4-9につ
きましてはご承認いただけますか。

（ 異 議 な し ）

乾 議 長

異議なしということですので、原案どおり決定いたします。

では、続いて、資料４－１０ 職員就業規則の一部改正（案）から資料４－１２ 給与規則の改正（案）について事務局から説明してください。

山中部長

１７頁、資料４－１０をご覧ください。職員就業規則の一部改正でございます。本年４月１日付けで、大阪市職員就業規則の特別休暇等の改正が行われることから、本会も大阪市の準じ、就業規則の改正を行うものです。主な改正内容としましては、休息時間の廃止、永年勤続職員に対する職務免除の廃止、忌引き休暇日数の改正などがございます。

続きまして、２０頁、資料４－１１をご覧ください。「職員懲戒規程」の一部改正でございます。これまでの懲戒解雇、停職、減給、戒告の処分に加え、懲戒処分に至らない程度ではありますが、不問に付すことが適当でない行為に対し、新たに、文書訓告、文書注意に処することができる条項を設けるものがございます。

次に、２２頁、資料４－１２をご覧ください。「給与規則」の一部改正についてご説明いたします。給与制度の透明性を確保するため、「給料支給基準」及び「職員の昇給に関する基準」の新設、扶養手当、住居手当の支給基準の明確化、職員懲戒規程による処分を受けた場合の期末・勤勉手当、退職金の減額について明文化など必要な事項について改正を行うものがございます。

以上、１７頁、資料４－１０「職員就業規則」の一部改正から２０頁、資料４－１２「給与規則」の一部改正まで、まとめてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

乾 議 長

ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

ご意見・ご質問がないようでございますので、資料４－１０から資料４－１２までにつきましてはご承認いただけますか。

（ 異 議 な し ）

異議なしということですので、原案どおり決定いたします。

では、続いて、常勤嘱託就業規則の一部改正（案）から資料４－１６あんしんさぼーと事業非常勤登録職員就業規則の廃止まで事務局から説明してください。

山中部長

まず、２８頁、資料４－１３をご覧ください。「常勤嘱託就業規則」の一部改正案についてでございます。主な改正点につきましては、勤務時間による嘱託区分の見直し、子の看護休暇並びに介護休暇の新設などとなっております。

次に、３３頁、資料４－１４をご覧ください。「臨時職員（アルバイト・非常勤等）就業規則」の制定でございます。本会においては、多様な雇用形態を導入し事業を円滑に進めていくため、多くのアルバイト、非常勤職員の雇用を行っておりますが、事業ごとの取り決めや就業規則が存在するものの、本会全体として

山中部長 アルバイト、非常勤等の就業規則が未整備な状態であるため、今回新たに制定を行うものであります。

また、これに伴いこれまで規定されてきました41頁、資料4-15「アルバイト等に対する年次有給休暇規程」並びに42頁、資料4-16「あんしんさぽーと事業非常勤登録職員就業規則」については新たな就業規則に包含されるため廃止いたします。

以上、28頁、資料4-13「常勤嘱託就業規則」の一部改正から、42頁、資料4-16「あんしんさぽーと事業非常勤登録職員就業規則」の廃止までご説明いたしました。ご審議のほどよろしく願います。

乾議長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

ご意見・ご質問がないようでございますので、資料4-13から資料4-16までにつきましてはご承認いただけますか。

(異議なし)

異議なしということですので、第4号議案諸規則等の制定・改正・廃止(案)については原案どおり決定いたします。

<第5号議案>評議員の選任(補充)について

乾議長 続きまして、第5号議案の評議員の選任(補充)について、事務局から説明してください。

東局長 事務局長の東でございます。第5号議案 評議員の選任(補充)につきまして説明させていただきます。それでは、お手元にお配りしております資料5並びに2枚目の「役員及び評議員の選任に関する規程」をご覧いただきたいと存じます。

評議員候補者でございますが、昨年9月7日をもって城東区社協の吉田会長がご退任され、「区社会福祉協議会の代表者」の理事枠に1名の欠員が生じており、現評議員の区社協代表者であります天王寺区の小西会長さんに新たに理事にご就任いただきたいと存じます。つきましては、後任には、城東区社協の伊東会長さんに、評議員をお願いしたいと思います。任期につきましては、現任期の残任期間であります平成25年5月15日まででございます。

以上、第5号議案評議員の選任(補充)について説明させていただきました。ご審議の程、よろしく願います。

乾議長 ただ今事務局から説明がございましたように、評議員の選任並びに評議員候補者として城東区社協の伊藤会長さんが挙げられておりますが、ご意見・ご質問はありませんか。

乾 議 長

ご意見・ご質問がないようでございますので、伊藤城東区社協会長さんを評議員に理事会として選任いたしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

異議なしということですので、原案どおり決定いたします。

本日ご審議いただく案件は、全て終了いたしました。その他の報告事項がございます。固有職員の減員及び給与減額等について引き続き説明をお願いします。

固有職員の減員及び給与減額等について

山中部長

総務部長の山中でございます。

固有職員の減員及び給与減額等についてという資料を互らにいただきたいと思っております。

まず、固有職員の減員でございますが、昨年3月1日現在696名が在職しておりましたが、本年3月31日付で、定年・希望退職者・自己都合を合わせまして、47名が退職し、4月1日には526名となり、昨年3月1日から170名の固有職員が減員となっております。

続きまして、給与減額等についてご説明いたします。平成24年度は、固有職員の給与を3.3から11.8%の減額措置を行い、固有職員の管理職手当につきましても現行の手当額から5%カット、住居手当持ち家の廃止を実施しています。

平成24年度退職金支給額の減額でございますが、定年・死亡退職につきましては、管理職が10%、管理職以外が7.75%、普通退職が、10%の支給額の減額措置を、昨年12月1日から実施しております。

次に、「平成24年度年末手当の減額」でございます。

昨年12月10日支給の平成24年度年末手当については、固有職員のうち管理職手当支給されている職員と再雇用嘱託の資格職・一般事務常勤嘱託は5%を、副主幹級以上の常勤嘱託につきましては10%をそれぞれ減額しました。これらの見直しによりまして、平成24年度の効果額は、総じて約1億9,800万円となっております。

裏面を互らにいただきたいと思っております。平成25年度の取り組みでございます。

給与減額等については、現給料表を5%減額し給料表の改正を行い、固有職員の給与減額措置4.9~11.8%カットを継続実施、固有職員の夏季及び年末手当の5%または10%減額を実施し、さらに、管理職手当の10%減額、市OB嘱託及び再雇用嘱託の嘱託報酬の5%削減を実施することとしています。

退職金制度の見直しについては、勤続年数の上限を40年から35年へ引き下げ、定年・死亡退職：普通退職とも現行支給月数の90%とする退職金支給率表の改正を行います。この結果、最高支給率は、58.2月から46.98月となり11.22月が引き下げられます。

山中部長 この見直しにより、平成25年度の効果額は、給与減額については、2億7,200万円、退職金制度の見直しは、定年退職予定者27名分4,680万円、総じてまして、約3億1,880万円を予定しております。

 以上、固有職員の減員及び給与減額等について、ご説明申しあげました。

乾 議 長 固有職員の減員及び給与減額等について説明がございましたが、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

 よろしいでしょうか。それでは続きまして内部監査の取り組みについて説明をお願いします。

内部監査の取り組みについて

山中部長 引き続き私から説明させていただきます。平成24年度内部監査の取り組みについてをご覧ください。

 24年度は此花区、天王寺区、浪速区、淀川区、東成区、鶴見区、東住吉区、西成区の8つの区社協事務局において市社協担当職員による内部監査を実施いたしました。区社協監査については、平成22年度より毎年8区ずつ実施し、本年度で全区社協に対する監査が完了いたしました。

 平成24年度の区社協監査の結果において、複数区で指摘を行った注意を要する主な事項については次の表のとおりとなっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております

 各指摘事項につきましては、監査対象区社協各部門の責任者から、改善、検討するとの回答を得ております。

 平成25年度につきましては、事業計画の中でも説明がございましたように、ボランティア・市民活動センター、社会福祉研修情報センター、子育ていろいろ相談センターの市社協の3つの事業所において内部監査を実施する予定としております。以上内部監査の取り組みについてご報告、ご説明をいたします。

乾 議 長 内部監査の取り組みについて説明がございましたが、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

 よろしいでしょうか。それでは続きまして役員候補の選考について事務局より説明をお願いします。

役員候補の選考について

東 局 長 事務局長の東でございます。役員候補の選考についてご報告申しあげます。その前提条件としましては、平成24年12月10日に大阪市の退職者の外郭団体での再就職に関するガイドラインが改正されておまして、役員の募集の際には、役員採用において大阪市OBを対象にする場合には、まずOB職員以外の者を対象とする公募手続を先行させ、適任者がいない場合にOBの採用を検

東 局 長

討するという２段階で募集をするという内容に改正されています。

今後の方向でございますが、まずOBを除いた公募を団体のホームページにて行くとともに、外部有識者を委員とした役員の選考委員会を設置することということがございますので、別紙1にお付けしております役員候補選考委員会を設置いたしましたところでございます。選考委員の方につきましては、外部有識者3名、内部委員2名の5名でお願いをしているところでございます。設置が平成25年2月26日となっております。別紙2をお開きください。選考委員会で役員の候補募集要領を策定し、この中で1役職及び募集人員、本会の専務理事候補1名を公募いたしております。今回の公募では、大阪市のOB職員は対象外としております。

主な職務は(1)から(3)までのとおりでございます。また、3の求める知識や経験等につきましても、挙げられております「少なくとも15年以上社会福祉に関する業務に携わった経験があり、社会福祉全般についての幅広い見識を有し、社会福祉を取り巻く諸情勢の変化にも対応可能な業務経験や専門知識を有すること」などをはじめ6点について記載を行っております。

1枚目に戻っていただきまして、3月5日から3月19日に一般募集をいたしました結果、1名の応募がございまして本日午前9時から役員候補選考委員会を開催いたしました。書類による選考でご審議をいただきましたが、求める知識等において、社会福祉経験が全くないという方でございましたので、残念ながら今回は不採用という結果でございました。

今後の予定でございますが、新たに市OB職員を対象としました再募集を4月9日から22日まで行いまして、5月上旬に改めて役員候補選考委員会を開催いたします。そこで選定されますと、理事会、評議員会に改めてご提案させていただくこととなります。ご報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

乾 議 長

ただ今、役員候補の選考につきまして説明がございましたが、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは続きまして日本赤十字社及び共同募金会の団体業務について事務局より説明をお願いします。

日本赤十字社及び共同募金会の団体業務について

橋本次長

日本赤十字社及び共同募金会業務に関しまして、ご説明いたします。資料につきましては、日本赤十字社の業務について、裏面に共同募金会の業務についてという形で1枚となっております。

まず、日本赤十字社業務についてでございます。昨年7月までは、日赤大阪府支部の下部組織として大阪市民局が「大阪市地区本部」を、また各区におきましては、地区長たる区長の下に各区市民協働課がその事務局機能を担ってまいりました。しかしながら、昨年8月1日以降、市並びに区役所は日赤の事務を返上し

橋本次長

ております。その結果、地域で集められた社資を受け取り、領収書を発行し、府支部に振り込むなどの作業を担う者がいないことや、日赤からの交付金が地域に下りて来ず地域の皆様方が困っているという状況に至り、大阪市並びに市地域振興会から、事務を区社協が担っていただけないかと相談がございました。

日本赤十字社の業務は、非常に公共性・公益性が高く、地域福祉に大きく関連するものでございますことから、今年1月17日に開催された区社協会長会で、従前、各区役所が実施してきた業務の内、公金外現金に関わる業務に限定して区社協が対応することとし、実務的な作業を関係先と調整してまいりました。

関係先との調整の結果、日赤大阪市地区本部は、日赤府支部に設置する。区社協が対応する業務については、日赤大阪府支部支部長、区社会福祉協議会会長、大阪市民局長の3者による協定書を締結し、区社協が委託された業務を行うための費用は、日赤府支部が負担すること。各区日赤地区長には各区日赤奉仕団長が委嘱され、各区区社協会長はこれを補佐する職として地区長代行を委嘱する。との条件のもと、社資の受付と送金に関する事務、地区・分区交付金に関する事務に限定して、各区社協において、対応することといたしたいと存じます。

続きまして、裏面の共同募金会業務でございますが、日赤業務と同様に、各区の共同募金業務については、従前区役所市民協働担当が地区募金会の事務局を担ってききましたが、昨年度、区役所から「区役所は地区募金会事務局ではあるが「公金外現金」に関わることは出来ない」との連絡があり、各区社協としては「24年度に限り、暫定的、緊急避難的に公金外現金に関わる事務として、集約した募金を数えて領収書を発行すること、現金を銀行に入金すること、募金額を区役所の地区募金会事務局に報告するなどの事務について対応させていただきました。

しかしながら、昨年12月末で複数の区が各地区募金会の事務局の受嘱を返上しており、今年度末には、さらに委嘱を返上する区が増えるという聞いています。共同募金活動で集められた募金は、地域福祉の増進をはじめ社会課題を解決するための活動や、様々な地域課題を解決するための活動を行う団体に対して助成されており、社会福祉協議会にとっても貴重な財源となっております。

福祉の推進と云う共通の目標のもとに、共同募金会と社協がより密接な連携を図ることは市社協の25年度事業としてご説明いたしましたが、地域の皆さまのやさしさや思いやりを届ける運動として長年に亘り地域で取り組まれてきた共同募金運動を、今後とも地域の皆さまとともに継続して取り組めるよう、関係先と調整してまいりますのでご協力よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

乾 議 長

現時点での日赤関係業務、並びに共同募金関係業務につきまして説明がございましたが、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。昨年度日赤がスタートしましてから、公金外現金が取り扱えないということが出てまいりました。既に事務は区役所の中で進めていただきましたが、お金が扱えないということで、

乾 議 長

急遽、各区社協にお金の扱いをお願いいたしました。そのような経過があり、大阪府募金会、特に大阪市内の募金額が前年度よりも大幅に減少したのが事実であります。また、春先には日赤から各地への地域域還元がございましたが、受け皿がないということになりました。日赤本部あるいは振興会会長等が協議しながら、また、区社協会長会では方向性としては日赤も共同募金も社会福祉に還ってくるとの視点から、公金外現金につきましては社協で取り扱おうということになり、事務的な進めを現在行っております。日赤につきましては役割を各団体と分担し、公金外現金の取り扱いについての事務を担ってまいります。共同募金に関しましても、昨年暫定的な取扱いを行いました、各区で状況も違ってきております。一応現時点での報告ということでございます。報告につきまして何か質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは大阪市からの報告につきまして説明をお願いします。

大阪市からの報告について

辻川代理

大阪市福祉局総合福祉調整担当課長代理の辻川でございます。本日課長が説明にあがる予定でしたが、体調不良によりこの場に来られませんので、代わりに私から報告させていただきます。

昨年度市政改革プランにおきまして、平成25年度よりネットワーク推進員への補助を廃止し、地域活動協議会の実施方法とあわせ、区で検討し再構築する、となっておりました。この地域福祉活動推進事業に関しまして、平成25年度からの地域の見守り等福祉活動の再構築の経過につきまして、ご説明させていただきます。

それぞれの区におきましては、地域活動協議会や地域社会福祉協議会など、地域住民が主体的に取り組まれる活動を始めといたしまして、区長マネジメントのもとで、区や地域の実情に応じた見守り等福祉活動の仕組みづくりに取り組まれております。

一方、区におきましては区独自の新たな福祉施策・事業を構築できるように、平成25年度予算に新たに「福祉施策推進パイロット事業」を計上いたしました。

各区におきましては、この「福祉施策推進パイロット事業」を活用し、区の福祉ニーズに即した、区独自の福祉施策を新たに構築するなど、新たな相談支援の体制づくりに取り組んでおります。それが、お手元の資料に各区の取り組みを一覧でお示ししております。表面は福祉コーディネーター等による見守りの取り組み、裏面の方、標題は表面の一番下になっておりますのでご注意くださいのですが、見守り支援体制の基盤整理という形で各区の独自の取り組みを構築されております。それぞれの区では、地域住民による見守り、支え合い活動を支援するための新たな事業として、地域における要援護者の状況把握や身守りなどの福祉活動とボランティアとなる人材をコーディネートするしくみづくりや、災害時の

辻川代理

要援護者支援のしくみづくりを、区がバックアップするなど、新たな施策・事業の実施を予定している区もあります。

そのほかにも、高齢者や障がい者等地域の方の交流の場を提供する事業や、簡易な家事サービスなど、介護サービスで対応できない、高齢者や障がい者等ニーズに対し、地域の方が有償ボランティアとして支える仕組みづくりなどの事業を、区長のマネジメントのもとで、それぞれの区において創意工夫されているところです。以上のことから、これまでの3層5段階の地域支援システムにつきましても、各区において、各区のしくみとして新たな「福祉システム」をご検討いただいている最中でございます。

参考といたしまして、2枚目に簡単な図式をお付けしておりますが、これは港区の例でございます、「港区地域福祉計画(素案)」の中で示された、新たな「地域支援システム(案)」を資料につけております。

こういったものを各区でお考えいただく中での見守り体制ということですので各区社会福祉協議会におかれましては、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

乾 議 長

ただ今、説明がございましたが、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

平成3年のネットワーク委員会の設置以後ネットワーク推進員の問題は特にここ1, 2年、社協の中でも論議してきました。結果的には各区の区長マネジメントに変わるということになりましたが、区ではネットワーク委員の設置につきましても推薦会を作ったりしており、その後何もないとのことなので、改めて今回経過をご報告いただきました。私どもの区でもネットワークの推進について区役所サイドでの説明会を行いました。一般のネットワーク委員さんや地域の方々をはじめ社協や民生委員や地域振興会も含め、その時点での説明では全くわからない、理解できない。というのが現状でございました。各地域の特性も生かしながら、地域でこれまで20年間活動してきたものでございますのでその組織を活かして行こうということにはなっていますが、まだ今後取り組みをしていかなければならないということでございます。本日大阪市としての経過報告をお願いした訳でございます。区社協の会長さんはご存知の方も多々あるかと思いますが、他の理事の皆様方はどうなったのかと思われる方もおられますので説明いただきました。

それでは、以上でございますが、全般を通してご質問等ございませんでしょうか。ないようでしたらこれで議長役を終わらせていただきます。長時間にわたり、ご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

司 会

どうもありがとうございました。これをもちまして、理事会を終了させていただきます。閉会にあたりまして、神谷副会長からごあいさつを申し上げます。

司 会 今後の予定でございますが、本年度は役員及び評議員の一斉改選がございます。5月9日の木曜日、午後2時から評議員選任の理事会、5月28日の火曜日、午前10時30分から、平成24年度の事業報告並びに決算報告の理事会を、6月4日の火曜日の午後2時から、会長・副会長選任にかかります、新理事会をそれぞれ開催させていただき予定でございます。改めまして、正式にご案内をさせていただきますので、ご出席方よろしくお願ひ申しあげます。

なお、平成25年度の主な予定につきまして、資料として配付させていただいておりますので、後ほど、ご覧いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

また、昨年为社会福祉大会でもお配りいたしました、「ふくし読本」、市社協60周年を記念いたしまして私どもの機関紙「大阪の社会福祉」のDVDを作成いたしております。会場出口付近にご用意いたしておりますので、よろしければお持ち帰りいただければと存じます。

本日は、大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございました。これもちまして、理事会を終了させていただきます。